

魚津市告示第134号

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月15日

魚津市長 村椿 晃

第6条中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

- 2 令和3年9月30日までの間、別表イの項からトの項までに掲げる単位数については、それぞれ所定単位数に1/1000を乗じて得た単位を加える。  
別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービス費Ⅰ	（1） 事業対象者・要支援1・2に対する週1回程度のサービス	1月につき	1,176単位
ロ 訪問型サービス費Ⅱ	（2） 事業対象者・要支援1・2に対する週2回程度のサービス	1月につき	2,349単位
ハ 訪問型サービス費Ⅲ	（3） 要支援2に対する週2回を超えるサービス	1月につき	3,727単位
ニ 訪問型サービス費Ⅳ	（4） 事業対象者・要支援1・2に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	268単位
ホ 訪問型サービス費Ⅴ	（5） 事業対象者・要支援1・2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	272単位

へ 訪問型サービス費Ⅵ	(6) 要支援2に対する1月の中で9回から12回までのサービス	1回につき	287単位
ト 訪問型サービス費(短時間サービス)	(7) 事業対象者・要支援1・2に対する1月につき22回までのサービス	1回につき	167単位
チ 初回加算	初回	1月につき	200単位
リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	100単位
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200単位
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位× 137/1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位× 100/1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位× 55/1,000
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位× 63/1,000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位× 42/1,000

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、令和3年厚生労働省告示第72号の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。